

茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第10号

茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年茅ヶ崎市規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の322.5」を「100分の318.75」に改め、同条第2号中「100分の157.5」を「100分の153.75」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。